

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識³⁵

携帯のSMSを用いて利用したおぼえない請求をされた！

事例1

携帯電話にSMSが届いた。「最終通告です。有料動画閲覧履歴があり、登録解除の連絡を本日頂けない場合、身辺調査及び強制執行の法的措置に移ります。」と記載されていたが、宛名は無く、身に覚えがなかった。身辺調査と言う聞きなれない言葉に怖くなり、慌てて記載の電話番号に電話をかけたら12万円を支払うよう言われた。

事例2

スマートフォンにSMSが届き、開いたところ、「有料情報コンテンツの年会費、延滞料金の未払いがあります。3日以内に登録解除のご連絡を頂けないと、債権移行となりますので至急ご連絡ください。」と書かれていた。相談窓口と書かれた番号に電話をすると、コンビニエンスストアで大手通販サイトのギフトカード（プリペイドカード）20万円分を購入し、カード番号を連絡するよう言われた。

携帯電話などへSMS（ショートメッセージ）電話番号を用いたメール）を送信し、連絡してきた消費者に対し、有料動画サイト等の利用したおぼえない

ない料金を請求するといった「架空請求」に関する相談が寄せられています。

○「期日まで」に連絡するよう「」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。

○「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をおおるようなことが書かれていても、利用したおぼえがなければ決して支払わず、無視しましょう。

○事業者が消費者に「ギフトカードを購入して、カード番号を教えてください」「ギフトカードを購入してカード番号を写真に撮ってメールで送ってください」などと依頼するのは詐欺の手口です。事業者から依頼されてもギフトカードを購入したり、そのカード番号を教えたりすることは絶対にしないようにしましょう。

支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配な時は消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時 月々金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 〃

上三川町消費生活センター（役場3階）
相談専用電話番号 〃

☎ 56 9153

入院時食事代が変更されました。

平成28年4月から医療機関に入院したときに、入院時食事療養費の一部負担として支払う標準負担額が、下記のとおり変更されました。

入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

住民税課税世帯（下記以外の人）	260円→ 360円	
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

※住民税課税世帯以外の人については変更がありません。

※住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。国保年金係の窓口申請してください。

▶問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎ 56 9134

就学援助について

上三川町では、経済的理由によって小中学校に通学しているお子さんの学用品や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を援助する制度を設けております。（上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱）

▶援助を受けることができる世帯

上三川町に住所を有する児童生徒の保護者で

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 次のいずれかに該当する世帯で、援助が必要と認められる世帯
 - ・申請年度に生活保護を停止または廃止された世帯
 - ・町民税等が非課税または減免となった世帯
 - ・児童扶養手当を受給している世帯
 - ・生活保護に準じる程度の低所得世帯

【世帯収入の目安】

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入
2人世帯	母・小学生	265万円
3人世帯	父・母・小学生	287万円
4人世帯	父・母・小学生2人	345万円
5人世帯	父・母・中学生・小学生2人	404万円

※年間総収入は、あくまで目安であって、世帯構成や家賃の有無によって異なります。

※年間総収入は、前年における世帯全員の収入の合計です。

※祖父母等と住民票が別になっていても同居している場合、又は、別々の家に住んでいても経済的援助（食費や学費等の援助）がある場合には、同一の世帯とみなします。

▶**申請方法**＝就学援助を希望される方は、申請書類に必要事項を記入の上、学校または町教育委員会に提出してください。（申請書類は、学校または町教育委員会から受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。）

▶援助の内容＝

生活保護世帯

- ・修学旅行費、宿泊学習費等

準要保護世帯

- ・学用品通学用品等、校外活動費、新入学学用品費（4月1日認定の1年生に限ります。）
- ・学校給食費、修学旅行費、宿泊学習費
- ・眼鏡等購入費…学校長が必要と認めた児童生徒（購入限度額16,000円、年度内1回限り）

※詳しくは、通学されている学校、または 教育総務課学校教育係までお問い合わせください。

▶**問い合わせ先**＝教育総務課 学校教育係 ☎(56)9156

デマンド交通かみたん号は、 4月1日から本格運行に移行します。

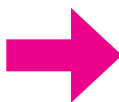
利用料金につきまして、今後も継続して運行事業を実施していく為、本格運行に際し改定を行います。

なお、運行台数は3台を維持します。また、運行時刻、運行日、運行区域は変更ありません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○以下のとおり、利用料金（1回片道）を改定します。

○利用料金（1回片道）

平成28年3月31日まで		
大人	町内	200円
	町外	300円
小学生	一律	100円
未就学児		無料



平成28年4月1日から		
大人	町内	300円
	町外	450円
小学生	一律	150円
未就学児		無料

※改定後もJR石橋駅東口については町内料金扱いとなります。また、未就学児は保護者の同伴が必要です。

▶**問い合わせ先**＝企画課 政策調整係 ☎(56)9118